

「店頭デリバティブ取引約款」新旧対照表

アンダーライン：改訂箇所

新	旧
8 ページ 第 10 条（取引レート及びスワップポイント） 1～4（略） 5 お客様は、 <u>1 円未満のスワップポイントの 受払いが発生した場合、四捨五入後 1 円になら ない金額は付与されないこと</u> を予め了承するも のとします。	8 ページ 第 10 条（取引レート及びスワップポイント） 1～4（略） 5 お客様は、 <u>1 円未満の口座残高については、 受取の場合は切捨て、支払いの場合は切上げと すること</u> を予め了承するものとします。

以上